明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府一一二八～一一三二）　一

○天皇皇后両陛下は京都府へ行幸啓になる件（宮内庁九）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八二）　三

○ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八三）

○主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八四）

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業一一）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一九一六～一九二一）　四

○保安林の指定を解除する件（同一九二二～一九二四）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九二五～一九三二）　六

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業二五〇）　六

○信号符字を取り消した件（国土交通一一一四）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境九八）　九

○道路に関する件（関東地方整備局二九五）　九

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査業務廃止の件（同二九六）　九

○道路に関する件（中部地方整備局一〇三、一〇四）　九

○道路に関する件（九州地方整備局一四六、一四七）　九

〔国会事項〕

外務省　海上保安庁

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　二

公調委平成二十八年（フ）第一号ないし第三号滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理（公害等調整委員会公示四）　二

〔公告〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、土地改良事業計画（国営河南二期・国営会津北部）、一級建築士の免許の取消し関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他

告示

○内閣府告示第千百二十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百七十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業及び国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

○内閣府告示第千百二十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百七十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三